



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(31)

## 目 次

### 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ... 1  
 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則..... ( 同 ) ... 9

### 訓 令

山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令..... ( 同 ) ... 同

## 規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第41号

#### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「(スポーツ保健課及び国体室にあつては、スポーツ保健課長)」を削り、同条第2項第8号中「及び国民文化祭推進事務局」を削る。

第8条第3項第2号中「(スポーツ保健課及び国体室にあつては、スポーツ保健課の課長補佐)」を削る。

第37条第3項中「、職員手当等(児童手当を除く。)&及び報償費」を「及び職員手当等(児童手当を除く。)」に改める。

第63条第1項中「、賃金及び報償費」を「及び賃金」に改める。

第125条第1項中「西暦による年を3で除して割り切れる当該年」を「西暦における偶数年」に改め、同条第7項各号を次のように改める。

- (1) 西暦における偶数年の11月1日から翌年の1月31日までの間に第5項第1号の規定により書類の提出を行つた者、西暦における奇数年の1月10日から同月25日までの間に同項第2号の規定により書類の提出を行つた者及び西暦における奇数年の1月26日から2月10日までの間に同項第3号の規定により書類の提出を行つた者 当該掲載された日の属する年の4月1日からその翌々年の3月31日まで
- (2) 西暦における奇数年の11月1日から翌年の1月31日までの間に第5項第1号の規定により書類の提出を行つた者、西暦における偶数年の1月10日から同月25日までの間に同項第2号の規定により書類の提出を行つた者及び西暦における偶数年の1月26日から2月10日までの間に同項第3号の規定により書類の提出を行つた者 当該掲載された日の属する年の4月1日からその翌年の3月31日まで
- (3) 西暦における奇数年の8月1日から同月10日までの間に第5項第2号又は第3号の規定により書類の提出を行つた者 当該掲載された日の属する年の10月1日からその翌々年の3月31日まで
- (4) 西暦における偶数年の8月1日から同月10日までの間に第5項第2号又は第3号の規定により書類の提出を行つた者 当該掲載された日の属する年の10月1日からその翌年の3月31日まで

第144条第1号二(ハ)を削る。

第201条第3号中「村山総合支庁総務企画部総務課」を「村山総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部総務課」に、「及び審査主査」を「、審査主査及び審査出納主査」に、「総務専門員」を「経理専門員」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「会計指導又は会計システム」を「会計指導・システム又は新財務会計推進」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「建設業調整室」を「建設企画課」に改め、「(スポーツ保健課及び国体室にあつては、スポーツ保健課)」を削り、同項出納員として指定する職の欄中「給与システム係長」を「給与システム主査」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中「総務部総合政策室情報企画課給与システム係長」を「総務部総合政策室情報企画課給与システム主査」に改め、同表第3項出納員として指定する職の欄中「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課)」を「出納専門員(村山総合支庁総務企画部総務課及び置賜総合支庁総務企画部総務課)」に、「審査主査(村山総合支庁総務企画部総務課を除く。)」を「審査主査(村山総合支庁総務企画部西村山総務課に限る。)」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中「保健医療短期大学」及び「最北高等技術専門学校」を削り、同表第4項出納員として指定する職の欄中「西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課にあつては総務専門員、西村山総務建築課」を「西村山総務建築課にあつては経理専門員」に改め、同項出納員に委任する事項の欄中「(庄内総合支庁を除く。)」を「(村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。)」に、「(庄内総合支庁に限る。)」を「(村山総合支庁及び置賜総合支庁を除く。)」に、「産業経済部商工労働観光課(最上総合支庁を除く。)」を「産業経済部商工労働観光課」に改め、同表第7項を次のように改める。

7 村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	総務専門員	(1) 当該公所に係る イ 氏名登録した職員等の旅費に係る支出負担行為の確認を行うこと。 ロ 歳計現金並びに歳入歳出外現金のうち入札保証金等及び奨学寄附金を原資として交付された現金(米沢女子短期大学及び保健医療大学に限る。)の出納並びに保管を行うこと。 ハ 歳入還付の確認を行うこと。 ニ 保管有価証券の出納及び保管を行うこと。 ホ 物品の出納及び保管を行うこと。 ヘ 歳計現金、歳入歳出外現金及び物品の記録管理を行うこと。 ト 氏名登録した職員等の旅費に係る歳出の支出及び歳出の誤払い又は過渡しとなった金額の歳出への戻入並びに保管を行うこと。 (2) 警察本部警務部広報相談課に係る情報公開事務に伴う費用として収納する収入金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。(山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署、村山警察署、尾花沢警察署、新庄警察署、余目警察署、酒田警察署、鶴岡警察署、長井警察署、南陽警察署及び米沢警察署に置く出納員に限る。)
村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課	課長補佐	
最上総合支庁産業経済部農村整備課	課長補佐	
最上総合支庁建設部高坂ダム管理課	ダム管理主査	
置賜総合支庁産業経済部農業普及課	課長補佐	
置賜総合支庁産業経済部産地研究課	総務専門員	
置賜総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	総務専門員	
置賜総合支庁建設部野川水系ダム管理課	課長補佐	
庄内総合支庁産業経済部農業普及課	課長補佐	
庄内総合支庁産業経済部酒田農業普及課	課長補佐	
庄内総合支庁産業経済部鶴岡農村整備課	課長補佐	
庄内総合支庁産業経済部酒田農村整備課	課長補佐	
庄内総合支庁産業経済部水産課	庶務係長	
庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	総務専門員	
庄内総合支庁建設部港湾事務所	港湾振興専門員	
庄内総合支庁建設部庄内空港事務所	調整主幹	
庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課	ダム管理専門員	
職員研修所	総務主査	
消費生活センター	次長	

消防学校	庶務係長
県民会館	総務課長
米沢女子短期大学	総務課長
環境科学研究センター	総務課長
衛生研究所	総務課長
保健医療大学	総務係長
福祉相談センター	総務企画課長
庄内児童相談所	庶務係長
鶴岡乳児院	庶務係長
朝日学園	庶務係長
総合療育訓練センター	総務課長
総合療育訓練センター庄内支所	庶務係長
最上学園	庶務係長
やまなみ学園	庶務係長
鳥海学園	庶務係長
知的障害者更生相談所庄内支所	庶務係長
精神保健福祉センター	次長
各食肉衛生検査所	庶務係長
薬用植物園	主査
産業創造支援センター	総務企画主査
工業技術センター	総務課長
工業技術センター置賜試験場	総務課長
工業技術センター庄内試験場	総務課長
高度技術研究開発センター	総務調整課長
産業技術短期大学校	総務企画課長
産業技術短期大学校庄内校	総務課長
山形職業能力開発専門学校	庶務係長
庄内職業能力開発センター	庶務係長
水産試験場	総務課長
内水面水産試験場	庶務係長
農業試験場	総務課長
農業試験場庄内支場	総務課長
砂丘地農業試験場	総務課長
園芸試験場	総務課長
養豚試験場	総務課長
農業研究研修センター	庶務係長
農業大学校	庶務係長
病虫害防除所	総務専門員
病虫害防除所庄内支所	総務専門員
森林研究研修センター	総務課長
山形空港事務所	総務課長
綱木川ダム建設事務所	庶務課長
図書館	総務係長
教育センター	総務係長
青年の家	庶務係長
海浜青年の家	庶務係長
体育館	総務係長
博物館	総務課長
朝日少年自然の家	庶務係長

金峰少年自然の家	庶務係長
飯豊少年自然の家	庶務係長
神室少年自然の家	庶務係長
各教育事務所	総務係長
山形東高等学校	事務部次長
山形南高等学校	事務部次長
山形西高等学校	事務部次長
山形北高等学校	事務部次長
山形工業高等学校	事務部次長
山形中央高等学校	事務部次長
霞城学園高等学校	事務部次長
上山明新館高等学校	事務部次長
天童高等学校	事務部次長
山辺高等学校	総務主査
寒河江高等学校	事務部次長
寒河江工業高等学校	主査
谷地高等学校	総務主査
左沢高等学校	総務主査
村山農業高等学校	総務主査
楯岡高等学校	事務長
東根工業高等学校	総務主査
北村山高等学校	主査
新庄北高等学校	事務部次長
新庄南高等学校	事務次長
新庄神室産業高等学校	事務部次長
金山高等学校	主事
真室川高等学校	主事
米沢興譲館高等学校	事務部次長
米沢東高等学校	事務次長
米沢工業高等学校	事務部次長
米沢商業高等学校	総務主査
置賜農業高等学校	総務専門員
南陽高等学校	主査
高畠高等学校	上席の主事
長井高等学校	主査
長井工業高等学校	総務主査
荒砥高等学校	上席の主事
小国高等学校	主事
鶴岡南高等学校	事務部次長
鶴岡北高等学校	事務次長
鶴岡工業高等学校	事務部次長
鶴岡中央高等学校	事務部次長
加茂水産高等学校	主査
庄内農業高等学校	事務次長
庄内総合高等学校	上席の主事
山添高等学校	主事
酒田東高等学校	事務部次長
酒田西高等学校	上席の主事
酒田商業高等学校	事務部次長

酒田工業高等学校	総務主査
酒田北高等学校	上席の主事
遊佐高等学校	主事
山形盲学校	事務部次長
山形ろう学校	事務部次長
酒田ろう学校	主事
山形養護学校	総務主査
米沢養護学校	事務次長
ゆきわり養護学校	事務部次長
鶴岡養護学校	総務主査
新庄養護学校	総務主査
上山高等養護学校	主査
鶴岡高等養護学校	主事
山形警察署	会計課長
上山警察署	会計課長
天童警察署	会計課長
寒河江警察署	会計課長
村山警察署	会計課長
尾花沢警察署	次長
新庄警察署	会計課長
余目警察署	次長
酒田警察署	会計課長
鶴岡警察署	会計課長
長井警察署	会計課長
南陽警察署	会計課長
米沢警察署	会計課長

別表第1第8項中 「

温海警察署
小国警察署

」次長 を 「

温海警察署
小国警察署

」次長 次長 に改める。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号(予算配当申請書)

予 算 配 当 申 請 書		
年度		申請番号 第 号 年 月 日
総務部長	殿	部(局)長又は 総合支庁長名
予算区分		
会計		
予算主管課		
別紙のとおり配当申請します。		
摘 要		

別記様式第20号の3及び別記様式第21号を次のように改める。

様式第20号の3 (予算配当書)

予 算 配 当 書		
年度	配当番号	第 号 年 月 日
殿	総務部長	
会計		
予算主管課		
申請のとおり配当する。		
摘 要		

様式第21号(予算流用伺書)

予 算 流 用 伺 書		
年度	流用番号	第 号 年 月 日
予算種別		
会計		
款	予算主管課	
別紙のとおり流用してよろしいか。		
理 由		

( 総 務 部 長 決 裁 欄 )
( 部 ( 局 ) 長 又 は 総 合 支 庁 長 決 裁 欄 )

別記様式第22号を次のように改める。



様式第22号 (予算配当替書)

予 算 配 当 替 書		
年度		配当替番号 第 号 年 月 日
殿  予算種類 会計 配当替先	部 (局)長又は 総合支庁長名   配当替元 予算主管課	
別紙のとおり配当替する。		
摘 要		

別記様式第22号の3中 「報償費」 を 「」 に改める。

別記様式第23号を次のように改める。

様式第23号(予備費配当申請書)

予 備 費 配 当 申 請 書		
年度		申請番号 第 号 年 月 日
総務部長	殿	部(局)長又は 総合支庁長名
会計 款 項 目 事業		予算主管課
別紙のとおり配当申請します。		
理 由		

別記様式第23号の3を次のように改める。

様式第23号の3 (予備費配当書)

予 備 費 配 当 書		
年度		配当番号 第 号 年 月 日
會計 款 項 目 事業	殿  総務部長  予算主管課	申請のとおり配当する。
摘 要		

別記様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号の2(繰越予算通知書)

繰越予算通知書		
年度		繰越番号 第 号 年 月 日
繰越種別 会計 予算主管課	殿  総務部長	
別紙のとおり通知します。		
摘 要		

(部(局)長又は総合支庁長決裁欄)		
(出納長決裁欄)		

別記様式第84号中「(訓番号)」を「(番号)」に改める。  
 別記様式第85号中「(出納課用)」を「(出納室用)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の山形県財務規則により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第42号

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 西暦における奇数年の1月1日から3月31日までの間に資格者名簿に登載された者 当該登載された日からその年の3月31日まで
- (2) 西暦における奇数年の4月1日から12月31日までの間に資格者名簿に登載された者 当該登載された日からその翌々年の3月31日まで
- (3) 西暦における偶数年に資格者名簿に登載された者 当該登載された日からその翌年の3月31日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

訓 令

---

山形県訓令第15号

庁 中  
出 先 機 関

山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県知事 高橋和雄

山形県建設工事検査規程の一部を改正する訓令

山形県建設工事検査規程(昭和55年4月県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改め、同条第2項中「工事検査室長」を「工事検査課長」に、「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改め、同条第3項中「出納局工事検査室」を「出納局工事検査課」に改める。

第9条第2項中「工事検査室長」を「工事検査課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成16年4月1日印刷  
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056